

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	三浦 大雪
登録番号又は法人番号	16182527
所属する単位会	新潟県行政書士会
事務所名称	行政書士法人倉敷昭久事務所 新潟オフィス
事務所所在地	新潟県新潟市中央区東大通二丁目1番20号 ステーションプラザ新潟ビル510号
処分年月日	令和2年6月1日
処分内容（種類）	廃業の勧告及び廃業するまでの間の会員の権利の停止
上記処分をした理由	長期会費滞納 三浦会員は、新潟県行政書士会会則第21条による納付すべき会費を正当な理由なく長期間滞納した。 よって、行政書士法第13条に違反。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	新潟県行政書士会会則第22条（会費滞納者に対する処分の手続） 新潟県行政書士会会則第92条（会員の処分） 新潟県行政書士会会則第93条（個人会員の処分の種類）